

女性活躍推進に向けた第4次行動計画

女性にとって働きやすい職場環境を整備し、ライフイベントに応じて、女性が継続して活躍できる会社づくりを進める。女性が建設業で意欲を持って活躍していけるよう、以下の行動計画を策定する。

※この行動計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律による

1. 計画期間

2026年4月1日～2029年3月31日まで(3ヵ年)

2. 目標(数値目標)

- ・女性総合職の新卒採用比率 25%以上
 - ・子の出生に伴う男性の休暇※の取得率 80%以上
- ※配偶者出生時特別有給休暇もしくは、育児休業

3. 取組内容・実施時期

採用

2026年4月～

- ① 採用 HP に女性活躍推進に関する情報更新掲載
- ② 女性リクレーターにより学生へ魅力ある建設業をアピール
- ③ 育児、介護、配偶者の転勤等による既退職者への再雇用機会創出

子の出生に伴う男性の休暇

2026年4月～

- ① 全社員への取得推進に向けた制度の再周知、および啓発の実施
- ② 管理職研修などで仕事と育児の両立支援ハンドブック等の紹介やワークライフバランスの啓発をし、仕事とプライベートを両立させるための制度を利用しやすい風土を醸成
- ③ 満足度や課題解決を問うアンケート等を通じ、休業がより取得しやすい環境を整備

共通

2026年4月～

- ① ワークライフバランスの啓発研修の継続実施